

規制改革に関する意見・要望（総括表及び重点項目）

平成 1 4 年 1 0 月 2 2 日

全 国 知 事 会

規制改革に関する意見・要望【総括表】

No	分野	区分	件数		No	分野	区分	件数		
			小計	合計				小計	合計	
1	総務・企画	施設管理	2	14	6	土木	道路	3	24	
		業務委託	2				河川	1		
		税財政	2				港湾	2		
		通信	4				土地	3		
		消防防災	2				砂防	1		
		その他	2				都市計画	4		
2	環境・生活	廃棄物	8	15			住宅	4		
		下水	1				交通	6		
		環境	5				7	教育		7
		消費者	1				8	公安・警察		1
3	健康・福祉	医療	1	6	9	公営企業	工業用水	2	6	
		福祉	4				立地	1		
		その他	1				財務	1		
4	商工労働	雇用	2	7			10	その他		その他
		中小企業	4							
		その他	1							
5	農林水産	農業	11	14	合計					
		林業	1							
		水産業	1							
		食品	1							
合計								97		

重点的に規制緩和すべき事項

【 1 総務・企画】

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
1-1	施設管理	公の施設の受託管理者の拡大	当該地方公共団体の出資法人等に限定されている公の施設の受託管理について、民間事業者にも受託できるような制度の見直しを図ること。	地方自治法第244条の2第3項、第4項、第5項 同法施行令第173条の3 同法施行規則第17条	
1-2	施設管理	P F I 事業推進のための関連する制度の整備	P F I 事業推進のため、 1 事業の実施に係る一般競争入札において、P F I 事業における民間事業者の選定については、公募型プロポーザル方式などの適用を可能とすること。 2 公の施設の管理委託について、受託管理者の範囲をP F I 事業者にも広げること。 3 B O T 方式を採用する場合等は、P F I 事業者に対する法人税、固定資産税、不動産取得税等の課税の特例を創設すること。 4 事業主体が地方自治体に限定されている事業について、P F I 事業者による事業実施を可能とするなど、P F I 事業者の技術活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げる規制を撤廃又は緩和すること。	1 地方自治法第234条、同法施行令第167条の2、第167条の10の2及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項 2 地方自治法第244条の2、同法施行令第173条の3及び同法施行規則第17条 3 法人税法、地方税法 4 都市計画法第29条など	
1-3	業務委託	行政処分関係業務における民間業務委託の促進	行政処分のうち、給付や徴収など単なる事実行為については、積極的に民間委託を推進するべく制度全体の仕組みを改正し、必要な法令の整備を行われたい。	関係諸法令	
1-5	税財政	国庫補助金交付施設における事業主体の変更に伴う補助金返還制度の改善	施設の民間移譲の推進のため、処分制限期間内であっても、施設利用形態に変更がなく、補助目的等に合致する場合は、条件付で補助金返還を要しない、又は処分制限期間を短縮するなどを願いたい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 同法施行令	

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
1-11	消防防災	事務の効率化、迅速化の観点からの石油コンビナート等災害防止法に係る新設・変更の届出先の都道府県への移管	石油コンビナート等特別防災区域内において、事業所の新設・変更等を行う場合、その計画を主務大臣に届け出、適正審査を受けなければならない。 規制の趣旨を確保しつつ、手続に関する事業者の負担を軽減するため、新設・変更の届出等に関する現行の主務大臣権限を関係都道府県に移管すべきである。	石油コンビナート等災害防止法第5条、7条、8条、11条、12条、13条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令	

【 2 環境・生活】

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
2-2	廃棄物	廃棄物の再生利用に係る廃棄物処理法の規制緩和の拡大	廃棄物の再利用推進のため、不法投棄等の不適正処理防止の観点から、廃掃法の適用は維持しつつ、法に定める各種の規制について、再生利用が行われる循環資源についての規制を更に緩和する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条、第8条、第14条、第15条	
2-3	廃棄物	リサイクル業と廃棄物処理業の区分の整理	「リサイクル業」を廃棄物処理業ではなく、独立した「産業」として位置付けるための制度を確立する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
2-5	廃棄物	民間活力による廃棄物再資源・適正処理促進のための廃棄物処理業許可制度等の見直し	民間事業者を活用した廃棄物の再資源・適正処理を推進するため、産業廃棄物については、少なくとも県域内では1つの許可をもって収集運搬業ができるようにする。あるいは、一般廃棄物については、例えば各種リサイクル法の対象品目を取り扱う場合に限定し、許可を簡素化する。さらに、製造・販売事業者が自らの責任で不要となった製品の再資源化等を行う場合には、届出制度とする等の手続の簡素化が必要である。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び4項、第14条第1項及び第4項外	

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
2-7	廃棄物	一般廃棄物の適正処理、資源化を推進するための廃棄物処理委託基準の緩和	<p>一般廃棄物の処理について、市町村から委託を受けて一般廃棄物の処理を行ったときに発生する処理残渣（もえがら、ばいじん等）の処理責任を処理受託者の帰属とし、再委託を可能とすること。もしくは、一般廃棄物処理の再委託について、産業廃棄物と同様の（施行令第6条の12）例外規定を設ける。</p> <p>また、一般廃棄物を再資源化するために委託処理を行う場合の広域移動について市町村間の通知を免除する。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2、第7条 同法施行令 第4条第3号、第9号</p>	
2-9	下水	公共下水道から発生する、下水汚泥に対する廃棄物区分の見直し	<p>公共下水道から発生する汚泥を処分する際、汚泥を産業廃棄物ではなく、一般廃棄物として扱えるよう、現行の廃棄物処理制度を見直し、改正すべきである。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、同法律の運用に伴う留意事項について</p>	
2-15	生活	特定商取引に関する法律が規定する指定商品制等の廃止	<p>訪問販売等法律で定める指定商品、指定役務、指定権利以外については法律が適用されず、消費者保護が図られない。これらを廃止し、指定外の多種多様な商品等の販売に対応した規制とし、不当な取引行為の防止及び一層の消費者保護を図る。</p>	<p>特定商取引に関する法律第2条第4項、特定商取引に関する法律施行令第3条別表第1、別表第2、別表第3</p>	

【 3 健康・福祉】

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
3-3	福祉	児童相談所の設置規制の見直しについて	児童虐待問題の増加、顕在化に適切に対処するため、都道府県、政令市に加え、中核市においても児童相談所の設置を可能とするよう設置基準の緩和を図りたい。また、特例市など他の市においても必要に応じて任意に設置できるよう制度として弾力化すべきである。	児童福祉法第15条、59条の4 児童福祉法施行令第18条の3第2項 地方自治法施行令第174条の49の2	
3-4	福祉	婦人相談所の設置規制の見直しについて	暴力被害者や要保護女子等の保護に適切に対処するため、婦人相談所の売春防止法による都道府県のみを設置義務を見直すとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく配偶者暴力相談支援センターについても同様に設置義務を見直し、政令市及び中核市においても設置を可能とすること。また、特例市など他の市についても必要に応じて任意に設置できるように制度として弾力化すべきである。	売春防止法第34条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条	
3-5	福祉	保育所・児童養護施設における施設外調理について	保育所・児童養護施設についても、安全面に十分配慮がなされ、個々の入所者・園児の状態にあった給食が提供されることを前提に、施設外の調理を認めていただきたい。	保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号） 保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第68号） 児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）	

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
3-6	その他	国立大学付属病院等を第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関として指定するに当たり、県からの補助金支出が可能とする	病院の状況から、最適と判断したものについて、第一次感染症指定医療機関等の指定を行いたい、設備の整備等に補助金支出ができない。国立の病院は地域の民間病院や公的病院と同列の機関であると考えられることから、県から感染症指定医療機関として一定の役割を要請するときは、一定の支出を認めるべきである。	地方財政再建促進特別措置法	

【 4 商工労働】

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
4-1	雇用	都道府県への職業紹介権能の付与	都道府県（地方公共団体）において認められていない職業紹介事業について、都道府県においても事業が行えるよう、関係する規制の緩和をすべきである。	職業安定法第5条、第30条、第31条、第33条 民間需給調整関係要領（民間職業紹介）	

【 5 農林水産】

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
5-1	農業	農業分野における株式会社参入の一層の推進	<p>法律による農地取得制限のため、農業分野への株式会社参入は制限されている。効率的かつ安定的な農業経営を育成し、意欲ある経営体が農業生産の大宗を担う構造の実現に向け、担い手への農地利用集積や農業経営の法人化等の農業の構造改革を進めるべき転換期に来ており、株式会社の農業への参入は改革の具体的な方策であると考ええる。</p> <p>この改革を進めるには、水管理など地域社会との調和や農地の投機的取得の防止等の課題があり、これらの解決策を講じた上で、改革の流れを促進するべきであると考ええる。</p>	農地法第2条第7項	
5-2	農業	遊休農地の積極的活用のための規制緩和	<p>遊休農地の活用により、農村環境の保全活動等を活発に展開するために、</p> <p>農地法施行令に「教育、医療又は社会福祉事業」の他、「環境保全を図る活動」を加えること</p> <p>市民農園の開設者に、NPO法人、市民団体及び公益法人を加えること</p> <p>NPO法人、市民団体が市民農園を借り受ける場合は、面積要件の緩和と複数貸付ができるようにすること等をお願いしたい。</p>	<p>農地法第3条、同施行令第1条の6第1項第5号</p> <p>特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律 第2条第2項</p> <p>同法施行令第1条</p> <p>同法に関する依命通達</p> <p>市民農園整備促進法 第2条第2項</p>	
5-4	農業	登録農薬に係る規制の見直し	<p>地域特産作物等への適用農薬の拡大を推進するため、海外の公的研究機関のデータ活用や、農薬の適用作物区分の単位を見直すこと。</p> <p>また、登録農薬のうち、都道府県段階でも安全性が確認された農薬については、都道府県が適用拡大を認めることができる制度とすること。</p>	農薬取締法第2条、第12条の6 同施行規則第1条	

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
5-5	農業	農薬の適正使用の観点からの農薬取締法の農薬登録制度の見直し	農作物の品目ごとに手続が必要な農薬登録について、同様な方法で栽培される類似品目については、一括して登録できるようにする。また、ある品目について既に登録された農薬がある場合、同様な方法で栽培され、採取される品目は、農薬登録の手続きを簡便化する必要がある。	農薬取締法第2条、第12条の6 農薬安全使用基準	
5-6	農業	市街化調整区域内においても農産物直売施設等を農業用施設として認めるように都市計画法の見直し	農業者等が行う農畜産物直売施設及び食堂については、都市計画法上も日常必需品店舗と区分し、農業用施設として位置づけ、市街化調整区域において建設できるようにする。	都市計画法第34条第四号 第29条第1項第二号 計画法施行令第20条 都市	
5-13	水産業	都道府県漁業調整規則を制定における農林水産大臣の認可制度の運用の見直し	都道府県漁業調整規則は制定・改正等を行う場合、農林水産大臣の認可を要するなど、省令、規則等によるさまざまな規制がある。規則の内容のうち、広域的な資源管理に影響を及ぼし、また、複数の都道府県間の漁業紛争を招くおそれがある規定を除き、規則制定による影響が自県の地先水面に限定されるような規定については、国は認可に際して都道府県の判断を尊重し、過剰な関与を行うべきではない。	漁業法第65条、水産資源保護法第4条、 各都道府県漁業調整規則例（昭和38年10月23日38水漁第6982号）	

【 6 土木】

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
6-2	道路	道路構造に関する基準等の見直し	道路構造については道路構造令により、さまざまな規制があるが、今後は、これまで国の補助事業を念頭に置き、全国一律の考え方で公共事業を実施するのではなく、コスト縮減や環境保全などの時代の要請にきめ細かく応え、地域の実情に応じた道路の改築を行うことができるよう、道路構造に関する基準の見直しを含めた国の補助採択基準の見直しを行うべきである。 例えば、中山間地域での1.5車線の道路等、利用実態等に合わせた柔軟な整備ができるようにする。	道路法、道路構造令	
6-3	道路	地域の特性に応じた基準（ローカルルール）に基づく社会資本の整備推進	道路をはじめとした社会資本の整備に関しては、国によりさまざまな基準が定められている。 地域住民が望む社会資本の早期の整備と整備コストの縮減をすすめるためには、構造基準（技術基準）の緩和では不十分であり、真にローカルルールによる整備を進めるため、全国一律の基準の撤廃を提言する。 法には技術的基準について原理・原則を示すに止め、詳細な事項は地方の自主性に任せる。具体的数値を示すのであれば（地方が拘束されない）技術指針として示すに止めること。 （必要があつて法として基準を示す場合でも、項目を限定すべきであり、その項目の基準も大幅に緩和すべき。技術指針を示す場合もその数値には幅を持たせること。）	道路法第30条、道路構造令 河川法第13条、河川管理施設等構造令 都市公園法第3条、第4条、都市公園法施行令等	
6-5	港湾	港湾関連諸手続きのシングルウィンドウ化の推進	入港した貨物船等はそれぞれの事項について、関係する所管官庁にさまざまな申請が必要であるため、申請のシングルウィンドウ化や、申請の際の多岐にわたる入力項目の削減等手続きの簡素化をお願いしたい。	港湾法第12条、関税法15条、家畜伝染病予防法第38条の2、植物防疫法第8条、検疫法第11条、港則法第4条等	

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
6-6	港湾	国有港湾施設における多目的使用等の弾力化	<p>県で委託管理を受ける港湾施設の多目的（他目的）使用については、国への申請と承認が必要であるが、国の画一的な判断により承認されている場合がある。</p> <p>各地方独自の判断で実状に応じた対応が必要であり、全国画一的な運用では、財産の有効活用を図れないと考える。</p>	国有港湾施設管理委託契約書第8条	
6-16	住宅	公営住宅の家賃決定要素に係る地方自治体の裁量権の拡大	<p>実際に住宅の維持管理を行っているのが地方自治体であることから、公営住宅の家賃決定要素のうち、「利便性係数」以外の国が一元的に決定している係数についても、事業主体の裁量権を拡大し、事業主体が地域の実態に応じてより主体的に家賃決定を行える制度にするべきである。</p>	公営住宅法第16条 公営住宅法施行令第2条	
6-20	交通	放置艇対策を推進するために海岸保全施設の暫定的な係留施設としての使用	<p>放置艇対策を効率的に実施するため、機能上問題のない場合には、国有財産である海岸保全施設への小型船舶の係留を認めていただきたい。その際、管理に費用を要することから使用料の徴収についても認めていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸法第8条第1項第3号及び同施行令第3条第1項 ・ 国有財産法第18条第3項及び国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について（昭和33年1月7日蔵管第1号） 	

【 7 教育】

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
7-1	教育	地理的・歴史的な特性を生かし、小学校における早期英語教育の導入が可能となるような本県独自の教育課程の編成、教科の自由な設定及び教員資格要件の緩和	国際化、情報化に対応できる人材育成を急務としており、言語能力習得の早期の段階におけるメリットを生かし、これまでの小学校における英語活動を基盤に、教科としての英語を推進するとともに、将来的に英語で積極的にコミュニケーションが図れる人材の育成を目指している。 このために、現在の教育課程（教科の時数）の弾力的な編成、小学校教科としての英語科の設置、教員免許を有しない外国人の常勤教員の任用について要望する。	学校教育法施行規則第24条の2、別表第一	
7-2	教育	市・郡を最小単位とする教科書採択地区制度の見直し	「市若しくは郡の区域又はこれらの区域とあわせた地域」とされている、現行の教科書採択地区を市町村単位で設定できるようにすべきである。	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第12条、第13条	
7-4	教育	各学校が特色ある教育活動を展開するため、学校教育法施行規則の弾力的運用の容認	各学校が地域や児童生徒の実態に応じ効果的で特色ある教育活動ができるよう標準授業時数の弾力的運用を認める。	学校教育法施行規則第24条の2、第54条 小学校学習指導要領・総則・第4の授業時間数等の取扱い 中学校学習指導要領・総則・第5の授業時数等の取扱い	

【 8 公安・警察】 該当なし

【 9 公営企業】

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
9-3	立地	工場立地法による企業の緑地整備負担の緩和	製造業者等に係る工場又は事業場が立地する際には、敷地面積に対して20%以上の緑地整備が必要とされている。工場団地等一定の範囲に緑地が計画的に配置されている場合、企業の緑地負担の軽減を行うことにより、企業誘致の促進を図ることができるよう、現行の制度を改めるべきである。	工場立地法第4条、第4条の2、第6条 工場立地に関する準則 緑地面積率などに関する区域区分ごとの基準	

【10 その他】

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
10-1	その他	安全管理審査及び使用前自主検査のうち岩盤検査の廃止	水力発電に係る工事の際、高さ15m以上のダムについては、基礎地盤に堤体コンクリートを打設する時の使用前自主検査義務があるが、これを廃止し、国による安全性の担保（現場確認）は、河川法による基礎地盤検査によって置き換えるものとする。 これにより河川法に定める同様の検査と合わせた国による二重規制を撤廃し、事業者の負担を軽減することにより、水力発電所建設に係るコストを削減を図る。	電気事業法施行規則第73条の3	